

岩手県告示第396号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成27年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成27年9月29日(火)午前10時から

(2) 場所 岩手県庁 盛岡市内丸10番1号

2 受験手続 受験申込書を平成27年7月6日(月)から同月17日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。